福井市『森の国・木の街』づくり宣言参画事業

宣言公認パートナーロゴマーク使用規程

第 1 条（目的）

この規程は、「福井市『森の国・木の街』づくり宣言参画事業 宣言公認パートナー認定制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第 12 条第 1 号に基づき、宣言公認パートナーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（権利の帰属）

ロゴマークの意匠に関する一切の権利は、福井市に帰属する。

第 3 条（使用できる者）

ロゴマークを使用できる者は、実施要綱に基づき認定を受け、現に有効期間内にある宣言公認パートナー（以下「パートナー」という。）に限る。

第 4 条（使用の範囲）

パートナーは、次の各号に掲げる用途にロゴマークを使用することができる。

（1） 自らの施設、店舗、事業所の看板、掲示物
（2） パンフレット、ウェブサイト、SNS 等の広報媒体
（3） パートナーが提供する製品、玩具、包装等
（4） 名刺、封筒その他の事務用品
（5） 前各号に準じ、事務局が適当と認めるもの

第 5 条（使用の条件）

ロゴマークは、別途定める「ロゴマーク使用マニュアル」に示す色、形状、余白等の基準に従い、改変を加えずに使用しなければならない。

2　パートナーは、ロゴマークを次に掲げる目的又は使用の状況、表示の方法において使用してはならない。

（1） もっぱら営利を目的とし、市の信用を損なうおそれのある広告への使用
（2） 政治活動又は宗教活動を目的とする使用
（3） 公序良俗に反し、又は第三者の権利を侵害するおそれのある使用
（4） 実際の活動内容と著しく乖離した表示を伴う使用
（5） 市が認定していない事業・製品を、あたかも市の認定を受けたかのように誤認させる使用

第 6 条（使用料）

ロゴマークの使用料は、無料とする。

第 7 条（遵守事項）

パートナーは、次の各号を遵守しなければならない。

（1） ロゴマークの使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと

（2） ロゴマークと同一又は類似の意匠について、自ら商標登録その他の権利登録を行わないこと

（3） 認定の有効期間が満了し、又は認定を取り消され、若しくは辞退したときは、直ちにロゴマークの使用を中止すること

第 8 条（使用者の責任）

パートナーは、自らの責任と負担においてロゴマークを使用するものとし、その使用に起因して第三者との間に紛争が生じた場合は、パートナーの責任において解決するものとする。

2　パートナーは、ロゴマークの使用に関し苦情又は問合せを受けたときは、速やかに事務局に報告しなければならない。

第 9 条（使用の中止・禁止）

事務局は、パートナーが第 5 条又は第 7 条に違反したと認めるときは、期間を定めてロゴマークの使用中止を求めること又は使用を禁止することができる。

第 10 条（規程の変更）

この規程は、必要に応じて事務局が変更することができる。変更した場合は、パートナーに速やかに周知する。

附則

この規程は、令和 8 年 11 月 20 日から施行する。